

## 施設・業種と有害物質の関係

水濁法第5条第1項に基づいて、都道府県等に届出がなされている有害物質使用特定事業場の数は13,868であり(平成21年度末現在)業種別・施設別の数は参考資料13のとおりである。酸・アルカリ表面洗浄施設(2,259)、科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(2,197)、洗たく業(2,025)、電気めっき施設(1,426)、トリクロロエチレン等による洗浄施設(1,172)が多く、これらの5業種・施設で全体の65%を占めている。

また、どのような施設からどのような有害物質が排出されるかを調査した結果を参考資料14-1に示す。

次に、環境省が平成23年度に実施した、P R T R制度(化学物質排出移動量届出制度)に基づき化学物質の排出量・移動量を届け出ている従業員数21人以上の事業者を対象とする貯蔵施設に関するアンケート調査の結果によると、貯蔵している有害物質(水濁法に定める有害物質)の種類は参考資料14-2のとおりであった。業種別の有害物質の貯蔵施設の設置状況は参考資料14-3、業種別の貯蔵している有害物質の種類は参考資料14-4のとおりであった。

有害物質使用特定施設からの排水中に含まれる有害物質（排水中に含まれる有害物質の数1以上のもの / 降順）

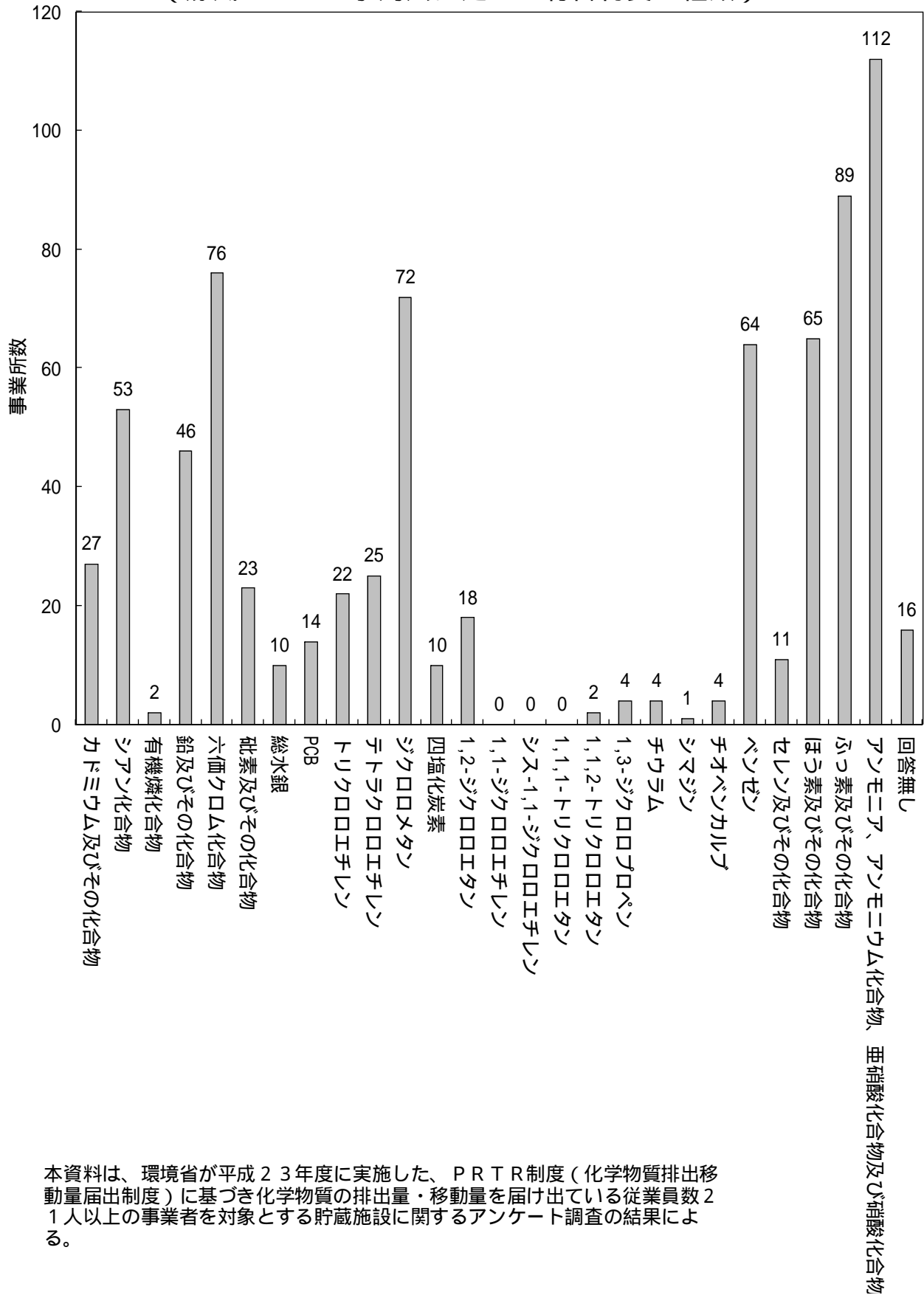
政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2 ジクロロエタン	1, 1 ジクロロエチレン	シス 1, 2 ジクロロエチレン	1, 1, トリクロロエタン	1, 1, 2 トリクロロエタン	1, 3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	硝酸化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物	排水中に含まれる有害物質の数
47	医薬品製造業の用に供する施設																													27
73	下水道終末処理施設																													27
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設																													27
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設																													26
71-4	産業廃棄物処理施設																													26
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設																													25
74	特定事業場から排出される水の処理施設																													20
65	酸又はアルカリによる表面処理施設																													19
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設																													16
66	電気めっき施設																													15
37	その他の石油化学工業の用に供する施設																													14
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設																													14
67	洗たく業の用に供する洗浄施設																													14
33	合成樹脂製造業の用に供する施設																													13
51	石油精製業の用に供する施設																													13
24	化学肥料製造業の用に供する施設																													12
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設																													12
61	鉄鋼業の用に供する施設																													12
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設																													12
1	鋳業又は水洗炭業の用に供する施設																													10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設																													10
72	し尿処理施設																													10
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設																													10
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設																													10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設																													9
21	化学繊維製造業の用に供する施設																													9
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設																													9
26	無機顔料製造業の用に供する施設																													9
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設																													9
58	窯業原料の精製業の用に供する施設																													8
81	指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）																													8

「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査(調査結果概要)、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度（有害物質）を整理  
 ・本資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。  
 ・は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分け。

政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2 ジクロロエタン	1, 1 ジクロロエチレン	シス 1, 2 ジクロロエチレン	1, 1, トリクロロエタン	1, 1, 2 トリクロロエタン	1, 3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排水中に含まれる有害物質の数
34	合成ゴム製造業の用に供する施設																												7
49	農薬製造業の用に供する混合施設																												7
71	自動式車両洗浄施設																												7
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設																												6
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設																												6
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設																												5
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設																												5
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設																												4
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設																												4
54	セメント製品製造業の用に供する施設																												4
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設																												4
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設																												4
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設																												4
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設																												3
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設																												3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設																												2
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設																												2
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設																												2
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設																												2
36	合成洗剤製造業の用に供する施設																												2
41	香料製造業の用に供する施設																												2
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント																												2
66-2	旅館業の用に供する施設																												2
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設																												2
2	畜産食料品製造業の用に供する施設																												1
10	飲料製造業の用に供する施設																												1
30	発酵工業の用に供する施設																												1
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設																												1
52	皮革製造業の用に供する施設																												1
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設																												1
91	湖沼法みなし指定地域特定施設（病院）																												1
92	湖沼法みなし指定地域特定施設（し尿浄化槽）																												1
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設																												1
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設																												1

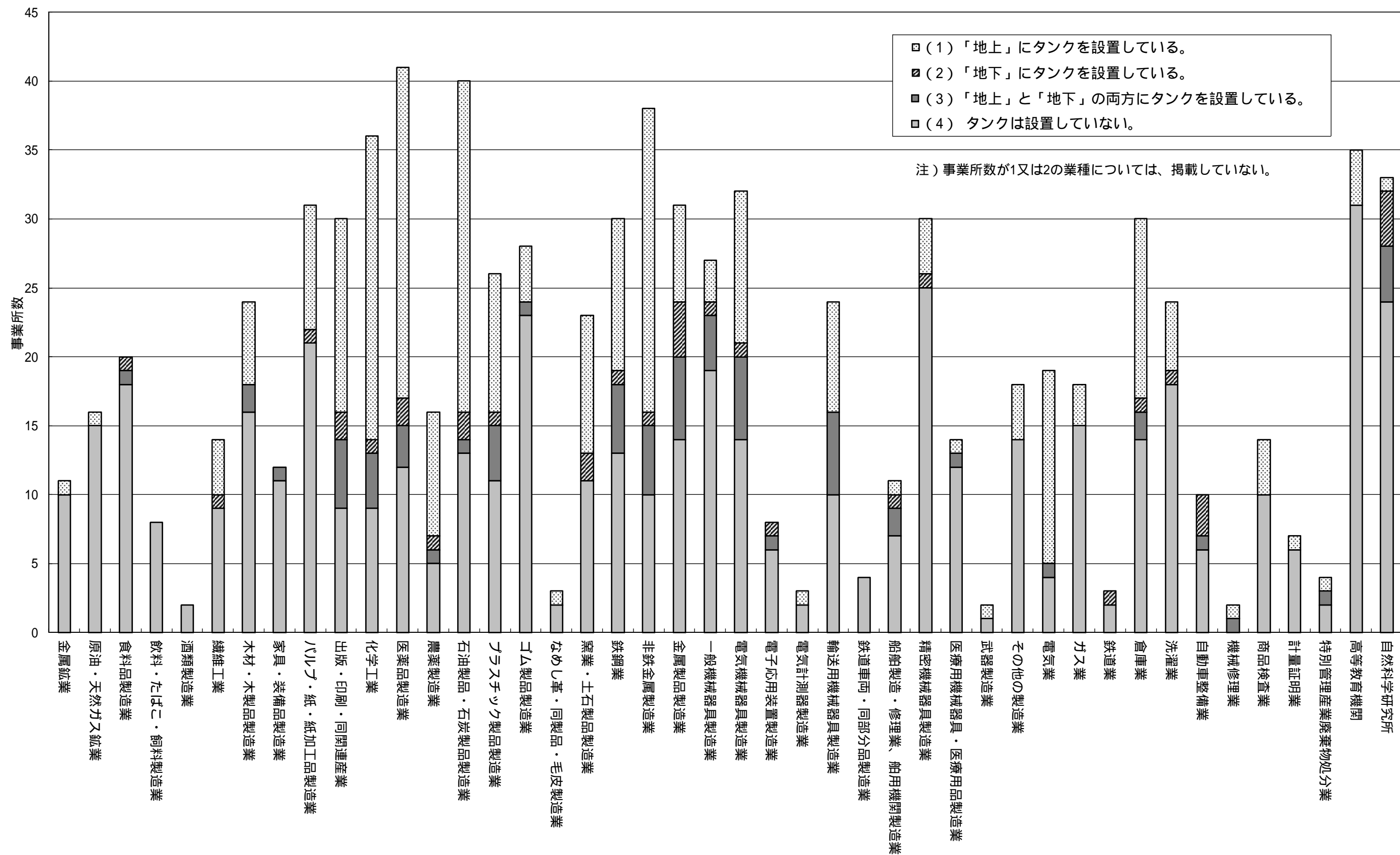
「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査(調査結果概要)、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)を整理  
・本資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。  
・は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分け。

貯蔵施設に関するアンケート調査結果  
(貯蔵している水濁法に定める有害物質の種類)



本資料は、環境省が平成23年度に実施した、PRTTR制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づき化学物質の排出量・移動量を届け出ている従業員数21人以上の事業者を対象とする貯蔵施設に関するアンケート調査の結果による。

貯蔵施設に関するアンケート調査結果  
(業種別の有害物質の貯蔵施設の設置状況)



貯蔵施設に関するアンケート調査結果  
(業種別の貯蔵している有害物質の種類)

業種	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	回答無し	
金属鉱業						1																	1				11	
原油・天然ガス鉱業												1										1					19	
食料品製造業		1		1		1	1		1		1	1										1		1		1	21	
飲料・たばこ・飼料製造業																											8	
酒類製造業																											2	
繊維工業	1	1	1	1	4			1		1	2	1										1		1	1	2	15	
木材・木製品製造業				1							8													2			25	
家具・装備品製造業																										1	12	
パルプ・紙・紙加工品製造業																							11			3	31	
出版・印刷・同関連産業					17			1															1			4	30	
化学工業		4		2	6	1		2	5	3	11	4	8				2	1			1	9	1	6	12	16	36	
医薬品製造業		4						1			20		5									2	1	8	4	7	41	
農薬製造業		2									3		1					2	3	1	3	1	2			1	16	
石油製品・石炭製品製造業								1	3	8	2		1									16		4	2	13	41	
プラスチック製品製造業				2	4				1		7													3	3	1	28	
ゴム製品製造業				1	1						3								1							1	28	
なめし革・同製品・毛皮製造業										1	1																3	
窯業・土石製品製造業		1		6		1					1												1	4	4	1	24	
鉄鋼業	1	2		2	9			2	3	2	1											1		2	11	8	32	
非鉄金属製造業	14	3		14	9	11	2	1	1	2	1												4	4	8	7	38	
金属製品製造業		10		2	8				3	1	4													7	9	6	31	
一般機械器具製造業		1		2	5					1	1														3	2	28	
電気機械器具製造業	1	8		6	1	1			1		1													5	9	6	34	
電子応用装置製造業		1		3																					1		8	
電気計測器製造業																											3	
輸送用機械器具製造業	2	4		1	5			2			3												4		5	10	8	24
鉄道車両・同部分品製造業																											4	
船舶製造・修理業、船用機関製造業					2																		2			1	1	11
精密機械器具製造業			1	1							3														3	1	30	
医療用機械器具・医療用品製造業		1		2	1						2															2	1	15
武器製造業																											1	2
その他の製造業					1				3		1														1		18	
電気業	1	1		1		1	1	5															1	3	1	16	19	
ガス業					1																							21
鉄道業																												3
倉庫業		2									1		1					1					10				35	
洗濯業									1	12													1				25	
自動車整備業																							3				10	
機械修理業	1	1			2				1		1														1		2	
商品検査業	1	1		1						2	2	1														2	14	
計量証明業	1	1		1	1	1	1	1			1	1											1	1			7	
特別管理産業廃棄物処分業		1			1				1	1	1																4	
高等教育機関	6	5	1	5	6	6	5		1	1	4	3	1									5	3	3	6	6	36	
自然科学研究所	2	2		2	2	2	2				2	3	2									8	2	3	4	4	33	

注1) 複数回答可  
注2) 事業所数が1又は2の業種については、掲載していない。

本資料は、環境省が平成23年度に実施した、PRT R制度(化学物質排出移動量届出制度)に基づき化学物質の排出量・移動量を届け出ている従業員数21人以上の事業者を対象とする貯蔵施設に関するアンケート調査の結果による。